

# 交通安全かわら版

～道路交通法の一部改正～

令和6年10月  
茨城県警察本部交通総務課  
No.38

## 令和6年11月1日 道路交通法の改正



### 運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※自転車が停止している時を除く。



違反者は、6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



### 酒気帯び運転及び帮助

自転車の飲酒運転は、「酒酔い運転」のみ処罰の対象でしたが、自転車の「酒気帯び運転」のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。



違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう！